

# 農薬の残留基準が変わりました！

## 農薬を使用する時は気をつけましょう

### 残留農薬のポジティブリスト制度

- ◎食品衛生法が改正され、残留農薬のポジティブリスト制度が平成18年5月29日からはじまりました。
- ◎この制度では今まで残留農薬基準値がない農薬にも新たに基準が設けられ、この基準を超えた場合、**食品衛生法違反**となる恐れがあります。  
**食品衛生法違反**の場合は、**生産物の出荷停止・回収**などの対応等が求められますので、農薬を使用する時は、**誤使用や周辺作物への飛散防止**に努めてください。

### 農薬を使用する時の注意事項！

- ◎発生予察情報の利用で、必要最小限の範囲で農薬を使用しましょう
- ◎使用する際は、周辺の農作物の栽培者に対して事前に農薬の散布日、使用農薬等を知らせましょう
- ◎飛散の影響が少ないよう、周辺の農作物にも登録のある農薬や飛散しにくい粒剤等を使用しましょう
- ◎散布量が多くなりすぎないように気をつけ、風の弱い時に風向や散布方向に気をつけて散布しましょう◎タンクやホースは洗い漏れがないようきれいに洗いましょう
- ◎境界域に無散布地帯を設定したり、まわりの作物をシートなどで遮蔽もしくは一時的に覆うことで、飛散防止に努めましょう
- ◎農薬の使用状況は必ず記録し、3年間は保管しましょう

もし飛散が起こってしまったら、すぐに周辺の栽培者に知らせるとともに、地域の指導機関に相談しましょう

# 農薬の安全使用について

農薬にはそれぞれ定められた使用基準があります。

万一、この使用基準を守らずに農薬を使用すると農薬が使用した農作物に残留したり、飛散等によって人畜に甚大な被害を及ぼすことがあります。

農薬の不適切な使用は『農薬取締法違反』となり、罰則の対象にもなりますので、農薬はラベルに記載された使用を守って正しく使いましょう。

## ラベルを確認しよう！

- 対象農作物名
- 適用病害虫・雑草名
- 使用倍率や使用量、使用回数
- 使用時期(収穫前日数)
- 使用方法及び安全使用上の注意事項等

## 農薬の使用状況を記録しよう！

- 農薬を使用した年月日
- 農薬を使用した場所
- 農薬を使用した農作物等
- 使用した農薬の種類又は名称
- 使用した農薬の使用量又は希釈倍率

## 農薬取締法に違反すると

- 最高3年以下の懲役
  - 最高100万円以下の罰金（法人の場合は1億円以下）
- (罰則の範囲)
- ・無登録農薬の使用
  - ・使用基準に違反した使用(食用・飼料作物のみ)

## <本資料についての問い合わせ先>

山口県農林水産部農業振興課技術防疫・循環型農業推進班

TEL 083-933-3366 FAX 083-933-3399

または 各農林事務所農業部へ